

下水排除基準

No	項目	基準				
1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l 以下				
2	シアン化合物	1 mg/l 以下				
3	有機燐化合物	1 mg/l 以下				
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/l 以下				
5	六価クロム化合物	0.1(0.5)mg/l 以下				
6	砒素及びその化合物	0.1 mg/l 以下				
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l 以下				
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと				
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l 以下				
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/l 以下				
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/l 以下				
12	ジクロロメタン	0.2 mg/l 以下				
13	四塩化炭素	0.02 mg/l 以下				
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l 以下				
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l 以下				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l 以下				
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l 以下				
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l 以下				
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l 以下				
20	チウラム	0.06 mg/l 以下				
21	シマジン	0.03 mg/l 以下				
22	チオベンカルブ	0.2 mg/l 以下				
23	ベンゼン	0.1 mg/l 以下				
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/l 以下				
25	ほう素及びその化合物	※10 mg/l 以下				
26	ふっ素及びその化合物	※8 mg/l 以下				
27	1,4-ジオキサソ	※0.5 mg/l 以下				
28	フェノール類	1(5) mg/l 以下				
29	銅及びその化合物	3 mg/l 以下				
30	亜鉛及びその化合物	※2 mg/l 以下				
31	鉄及びその化合物 (溶解性)	3(10) mg/l 以下				
32	マンガン及びその化合物 (溶解性)	3(10) mg/l 以下				
33	クロム及びその化合物	2 mg/l 以下				
34	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/l 以下				
35	アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	※380 mg/l 未満				
36	水素イオン濃度	5 を超え 9 未満				
37	生物化学的酸素要求量	600 mg/l 未満				
38	浮遊物質	600 mg/l 未満				
39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">鉱油類</td> <td style="width: 50%;">5 mg/l 以下</td> </tr> <tr> <td>動植物油脂類</td> <td>30 mg/l 以下</td> </tr> </table>	鉱油類	5 mg/l 以下	動植物油脂類	30 mg/l 以下
鉱油類	5 mg/l 以下					
動植物油脂類	30 mg/l 以下					
40	温度	45 度未満				
41	よう素消費量	220 mg/l 未満				

〈備考〉 () 内の数値は、下河原水再生センターの処理区域に適用。

※の部分は暫定基準

No. 1~35 については、水質汚濁防止法等の関係法令及び条例で、より厳しい基準が定められている場合には、同基準を適用する。